

資源循環型社会の構築

～ 限りある天然資源を枯渇させないために ～

目標:2020年

資源の循環をさらに促進する。

- 【一般廃棄物】リサイクル率を倍増する。(2008年度比)
- 【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量をさらに削減する*。

*削減幅については、2010年度実績を踏まえて定めます。

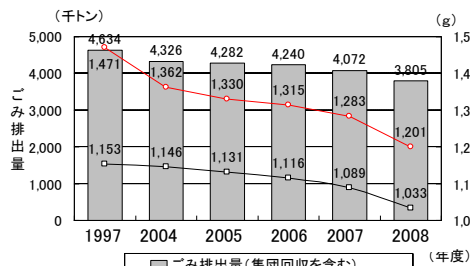
リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。(2009年府民アンケート 34.3%)
- 資源物*を分別している府民の割合を概ね100%にする。(2009年府民アンケート 89.4%)

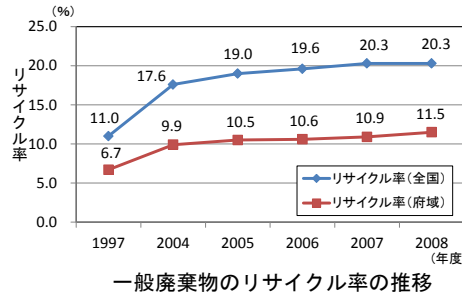
*ペットボトルや空き缶、古紙等

現状

- 府域における一般廃棄物の排出量、一人一日あたりの排出量、最終処分量は減少傾向に、リサイクル率は向上傾向にあります。
- しかし、全国的にみると、一人一日あたりの排出量、リサイクル率等はワースト1となっています。その要因としては、リサイクル可能な資源物が、特に事業系のごみに混入していることなどが考えられます。



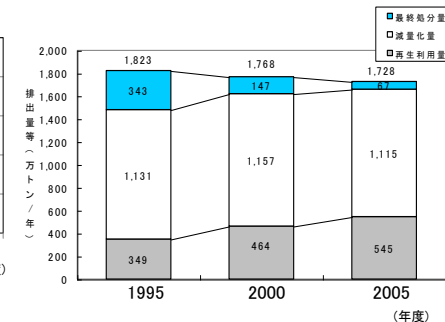
一般廃棄物排出量の推移



総排出量に占める最終処分量の割合 (2008年度実績)

大阪府	15.5%
全国平均	11.5%

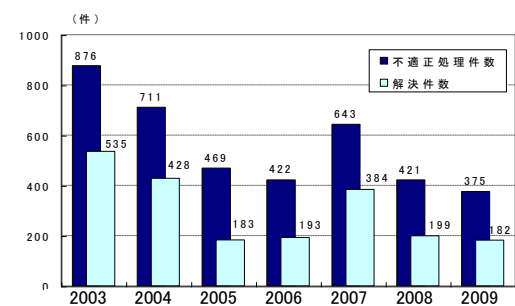
- 2005(平成17)年度に府内から排出された産業廃棄物は1,728万トン、再生利用量は545万トン、最終処分量は67万トンとなっています。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

※2011(平成23)年度に、産業廃棄物の実態調査を行い、2010(平成22)年度実績を把握する予定です。

- 府域における不法投棄などの不適正処理の件数は減少傾向にあります。依然として多発しており、また、その手口が悪質・巧妙化しています。



産業廃棄物の不適正処理件数の推移

- 府では、近隣府県市と協力して大阪湾に廃棄物の最終処分場を整備していますが、その容量には限りがあります。

大阪湾フェニックス計画で整備した最終処分場の容量(千m³)

処分場名	計画量	残容量(2010.3末時点)
泉大津沖	30,800	4,050
尼崎沖	15,782	446
神戸沖	15,000	5,987
大阪沖(※)	13,975	13,725

※2009.10受入開始

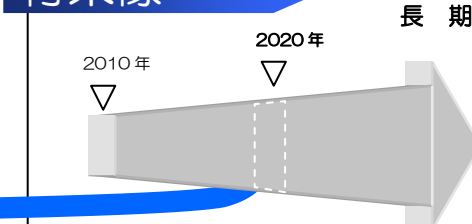
【大阪湾フェニックス計画】
大阪湾圏域2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正処理と港湾の秩序ある整備により港湾機能の再編・拡充を図るため、海面埋立てによる最終処分を行う事業。

- 府内の森林における、2009(平成21)年度の間伐実績は1,204ha、間伐材の利用量は約2,800m³となっています。
- しかしながら、木材価格の低下や搬出コスト高等により、間伐された木材全体のうち搬出された割合は、1割程度にとどまっています。



高性能林業機械による間伐材の搬出状況

将来像



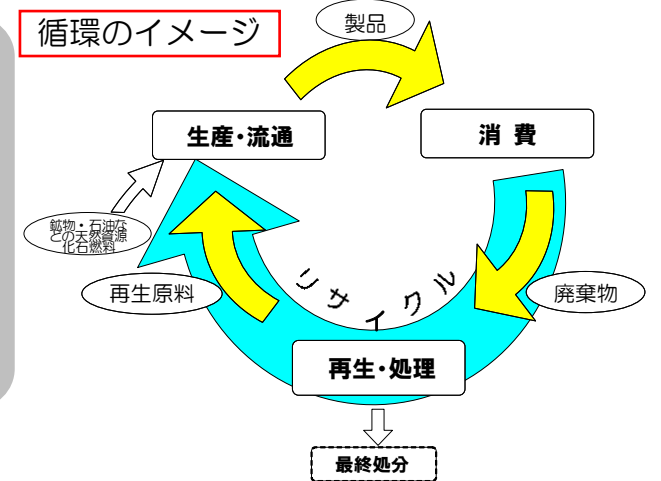
将来の姿(長期)

資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底



主な施策

【生産・流通】

資源の循環の輪をつなげていくため、生産段階における再生原料や再生可能資源(間伐材等)の利用を促進するなど、製造・流通事業者による循環型社会構築に向けた取組みを促進します。

- 生産工程における再生原料等の利用率の向上やリサイクルしやすい製品の開発、廃棄物発生原単位*の抑制等の取り組みについて、製造事業者に働きかけます。
*出荷額あたりの廃棄物の発生量など
- 府内産木材の利用を進めるため、木材をまとめて搬出・利用する仕組みを、民間企業等と連携して構築します。

【再生】

廃棄物の再生を促進するため、優良な再生資源業者の育成を図るとともに、資源循環分野の環境ビジネスの創出・育成につながる仕組みづくりに取り組みます。また、木材資源が適正に再生される健全な森づくりを進めます。

- 一般廃棄物の府独自のリサイクル管理票制度を普及させ、適正なリサイクルの推進を図ります。
- 大阪の特性を活かした、広域的な一般廃棄物のリサイクルシステムを推進します。

【消費】

“もったいない”意識の共有による3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底を図るとともに、環境に配慮した製品の購入を促進します。また、ごみを出す際の適切な分別の徹底や家電リサイクル大阪方式の推進等により、リサイクルの流れを大幅に拡大します。

- 大学と連携して、ごみの排出・収集・処理の各段階での課題を検証し、市町村が取り組みやすい改善手法を提示したうえで、取り組みを働きかけます。
- なにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)や新たな木質利用製品の利用促進に取り組みます。
- 住宅の長期的な活用を促進します。

【処理】

廃棄物の適正処理の徹底を図り、リサイクルの流れを確実なものとするため、排出事業者の意識のさらなる向上や、優良な処理業者の育成に取り組みます。

- 廃棄物を多量に排出する事業者による減量化や適正処理への取り組みを評価する手法を確立し、自主的取り組みを促進します。
- 建設廃棄物の分別排出など、混合廃棄物の発生・排出抑制の取り組みを促進します。
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、電子マニフェストの普及に取り組むとともに、優良な処理業者の育成につながる顕彰制度導入等の検討を進めます。

【最終処分】

資源の循環を加速させることにより、最終処分量の大幅な削減を実現し、必要最小限の最終処分場を安定的に確保します。

資源循環型社会の構築に向けた工程表

2011

2015

2020

2020年の目標		2011	2015	2020	
資源の循環をさらに促進する。 リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。					
生産・流通	再生原料・間伐材等の利用促進				
	生産工程における廃棄物発生原単位の抑制	多量排出事業者制度を活用して、廃棄物発生原単位抑制の取組みを促進			
	建設工事における廃棄物の発生抑制	多量排出事業者制度を活用して、建設廃棄物の発生抑制の取組みを促進			
	リサイクル製品認定制度の普及	リサイクル製品認定制度の普及			
	間伐材の利用促進	木材搬出を促進するための基盤整備 木材をまとめて搬出・利用する仕組みを、民間企業等と連携して構築			
	建設発生土の利用促進	建設発生土情報交換システムの運用			
	下水汚泥の有効利用	下水汚泥の有効利用			
	流通段階でのごみ排出量の削減	エコショップ制度の普及			
	レジ袋の削減	市町村と事業者との協定締結(レジ袋の削減や有料化など)の促進			
	製造業者による取組の促進				
		製造事業者に対し、製品の長寿命化、修理体制の整備、部品の再利用等について働きかけ			
		製造事業者による新たな回収、再資源化等について情報発信			
		製造事業者に対し、再生原料の利用率向上について働きかけ			
	消費	"もったいない"意識の共有による3R(リデュース、リユース、リサイクル)の徹底			
		なにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)の普及	なにわエコ良品ショップの監修などによる、なにわエコ良品の普及		
レジ袋の削減		環境にやさしい買い物キャンペーン等の実施			
3Rへの府民意識の向上		リサイクルフェアの実施			
住宅の長期的な利用の促進		中古住宅の流通・リフォーム市場の拡大			
グリーン購入の促進		大阪府グリーン調達方針に基づく率先行動			
間伐材の利用促進					
		産地や品質の明確化を図る木材認証制度の導入による木材利用の促進 公共事業における木材利用の促進 新たな木材・木質バイオマス(バイオコース等)の需要拡大及び利用促進			
リサイクルの流れの飛躍的増加に向けた、適切な分別の徹底					
官学連携による研究		「排出」、「収集」、「処理」の各段階での課題を検証し、市町村が取り組みやすい改善手法を提示 市町村に積極的な取組みを働きかけ			
排出事業者の意識向上		建設混合廃棄物の分別排出の促進 リサイクル管理票制度の普及 市町村の多量排出者届出制度を活用したリサイクル意識の徹底			
特定品目ごとのリサイクルの推進					
		家電リサイクル大阪方式の推進 食品リサイクルの推進 建設リサイクルの推進			

2011

2015

2020

再生		2011	2015	2020
再生	優良な再生資源業者の育成	リサイクル管理票制度の普及 再生事業者登録制度の推進		
	資源循環分野の環境ビジネスの創出・育成につながる仕組みづくり			
	研究開発の支援・実施	府による技術評価制度の改良 府研究機関における技術開発 下水汚泥・水道残渣の利用について、民間事業者等と連携して技術開発		
	広域的な一般廃棄物のリサイクルの推進	大阪の特性を活かしたリサイクルシステムの推進		
	木材資源が再生される仕組みの整備	森林保全に資する適正な森林整備(間伐等)の推進		
	排出事業者による適正処理の徹底			
	多量排出事業者による取組みの促進	多量排出事業者制度の評価手法の確立 インターネット等による公表制度の確立 事業者による減量化や適正処理に向けたPDCAサイクルの確立の促進		
	業界団体と連携した法規制等の周知徹底	業界団体と連携して、排出事業者に対して法規制等の周知徹底		
	電子マニフェストの普及	多量排出事業者(製造業等)、公共における普及目標 100%	排出事業者の普及目標 概ね100%	
	優良な処理業者の育成	優良な処理業者の顕彰制度の導入等の検討 顕彰の実施 混合廃棄物の中間処理場での分別、再資源化の徹底		
処理	有害廃棄物の適正処理の徹底			
	PCB廃棄物	PCB廃棄物の適正処理(法に基づき、2016年7月までに全てのPCB廃棄物の処理完了)		
	アスベスト廃棄物	建築物解体作業等におけるアスベスト廃棄物の適正処理の徹底、円滑な処理体制の確保の点検		
	感染性廃棄物	関係団体と連携した感染性廃棄物の適正処理の徹底		
	ダイオキシン類対策	焼却施設設置者によるダイオキシン類測定及び適正処理の徹底		
	不適正処理の根絶	不適正処理の未然防止、警察との連携等による迅速な解決		
	最終処分	最終処分量の大幅な低減と最終処分場の安定的な確保		
	大阪湾フェニックス計画の推進	次期広域処分場確保に向けた検討・調整	安定的な確保	